京都市環境政策局北部まち美化事務所等自動販売機設置仕様書

京都市環境政策局まち美化推進課（以下「まち美化推進課」という。）が行う京都市環境政策局北部まち美化事務所等における自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は，この仕様書をよく読み，以下の各事項を御承知のうえ，お申込みください。

１　設置目的

市有財産のさらなる有効活用を図るとともに，ごみ収集業務等に従事する職員の水分補給の観点から，まち美化事務所等に飲料自販機を設置します。

２　設置条件等

⑴　設置事業所及び設置台数

	事業所等名称	所在地	台数
①	北部まち美化事務所	北区上賀茂前田町 17－3	2
②	北部環境共生センター・上京リサイクルステーション	上京区中立売通油小路東入甲斐守町 100	1
③	東部まち美化事務所	左京区高野西開町 34－3	3
④	山科まち美化事務所	山科区小野弓田町 3	5
⑤	南部まち美化事務所	南区西九条森本町 50	5
⑥	西部まち美化事務所	右京区西院貝川町 57－1	4
⑦	西京まち美化事務所	西京区樫原秤谷町 37	5
⑧	伏見まち美化事務所	伏見区横大路千両松町 447	4
⑨	生活環境美化センター・南部環境共生センター	南区西九条森本町 62－1	3
⑩	生活環境美化センター分室	南区西九条森本町 37	1

○開庁時間

・②の事業所等　：午前８時３０分から午後５時１５分まで

・①及び③~⑩の事業所等　：午前８時から午後４時４５分まで

○閉庁日

・②の事業所等　：土，日曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（１月２日，同月３日及び１２月２９日から同月３１日まで）

・①及び③~⑩の事業所等　：日曜日，土曜日及び１月１日から同月３日まで

⑵　設置場所，寸法上限

別紙１（設置する自動販売機一覧），別紙２（箇所図）のとおり

⑶　自動販売機の分類及び最低使用料

自動販売機を以下の４グループに分類し，それぞれのグループについて設置事業者を募集します。応募者は，複数のグループについて，応募することも可能です。

なお，設置事業者の決定に当たっては，第１グループと第２グループは異なる設置者とします。同じく，第３グループと第４グループの設置者は異なる設置者とします。決定方法は，「７設置事業者の決定」を参照してください。

	設置番号 （※仕様書別紙１参照）	台数	最低使用料
第１グループ	北部①，山科①，南部①，南部③，西部①， 西京②，伏見①，生環①	８台	１００，３００円
第２グループ	北部②，山科②，山科⑤，南部②，西部②， 西京①，伏見②，生環②	８台	１１１，３００円
第３グループ	東部①，東部②，山科③，南部⑤，西部③， 西京③，伏見③，生環③	８台	１２０，５００円
第４グループ	上京①，東部③，山科④，南部④，西部④， 西京④，西京⑤，伏見④，生環分①	９台	１２６，９００円

※最低使用料は，平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの使用料です。

⑷　空容器回収箱

ア　設置事業者は，設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置してください。

イ　空容器の回収箱は，容器の種類ごとに分別可能なものとし，まち美化推進課と回収頻度について適宜協議を行ったうえで，満杯にならないように適切に回収し，回収した空容器は，関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

ウ　回収箱の形式に指定はありませんが，事前にまち美化推進課と協議のうえ，設置してください。

⑸　取扱商品及び販売価格

ア　取扱商品

缶，ペットボトル等の密閉式の容器に入った飲料（スポーツドリンク，ジュース，茶，水，コーヒー，紅茶及びこれらに類する商品）とし，酒類の販売は行ってはいけません。なお，ノンアルコールであっても，外見上アルコール飲料と誤認するような飲料の販売も禁止します。ごみ収集業務等に従事する職員の水分補給の観点から，自動販売機への投入商品については，　商品の種類に偏りがないようにするとともに，まち美化推進課やまち美化事務所等からの要望をできる限り反映してください。

イ　販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

⑹　設置機種等

ア　環境対策

センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯機能を有しているほか，省エネルギー機やノンフロン対応機といった環境対策機能を有した自動販売機としてください。

イ　電気子メーター

設置事業者は，設置する自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

ウ　その他

冷たい商品と温かい商品が同時に販売できる機種としてください。

⑺　耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては，できる限り建物に負担がかからない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど，安全に設置してください。なお，設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は，設置事業者が負担してください。

⑻　衛生管理等

衛生管理，感染症対策等については，関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

⑼　緊急連絡先の表示

設置事業者は，設置するすべての自動販売機に，故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに，自動販売機の故障，問い合わせ及び苦情についてはすべて設置事業者の責任において対応してください。

⑽　維持管理

ア　フルオペレーション

設置事業者において，自動販売機の設置から商品の補充，メニューチェンジ，空容器の回収・リサイクル，金銭管理，故障等の対応，定期点検並びに自動販売機内部・外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

イ　作業時間等

作業内容及び作業時間等については，事前にまち美化推進課と協議のうえ，まち美化事務所等の敷地内での業務に支障を来たすことのないよう十分に注意して行ってください。

⑾　機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は，あらかじめまち美化推進課に申し出たうえで，承諾を得てください。

３　応募資格要件

次の⑴又は⑵のいずれかに該当する方が，設置事業者に応募することができます。

⑴　京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し，かつ，次に掲げる資格を有している方

ア　清涼飲料水自動販売機の設置業務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について３年以上の実績を有していること

イ　「京都市まちの美化推進事業団」の会員又は会員申込手続が終了していること。

ウ　京都市税，水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと

⑵　京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方で，次に掲げる資格を有し，かつ，**<u>自己を証明する書類（注）を提出する方</u>**

ア　清涼飲料水自動販売機の設置業務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について３年以上の実績を有していること

イ　「京都市まちの美化推進事業団」の会員又は会員申込手続が終了していること

ウ　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと

エ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当し，２年を経過しない者及びその者を代理人，支配人，その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと

オ　京都市税，水道料金及び下水道料金を滞納していないこと

カ　次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に関係すると認められる者でないこと

(ｱ) 申出者又は応募者である個人及び法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき

(ｲ) 申出者又は応募者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき

(ｳ) 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が，自社，自己若しくは第三者の不正の

利益を図り，又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしているとき

(ｴ) 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が，暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し，又は関与しているとき

（注） 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については，申込みに当たって，下記の書類を提出してください（ただし，下記の「※自己を証明する書類の提出が免除される方」を除く。）。

＜申込者又は応募者が個人であるとき＞

・印鑑登録証明書（申出日又は応募日から３箇月以内に発行されたもの）

・誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第１号様式）

＜申込者又は応募者が法人であるとき＞

・登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から３箇月以内に発行されたもの）

・誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第１号様式）

※　印鑑登録証，登記事項証明書の提出を免除する方

１　国内証券取引所上場企業

２　法に基づき，国や地方公共団体から免許，許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人

３　その他企業実態について，特別の事情により，上記１及び２に準じて，本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

※　誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第１号様式）の提出を免除する方

１　国，地方公共団体，外郭団体，ＮＰＯ法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令等により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体

２　地域住民組織（町内会，自治連合会等）

３　指定管理者として指定されている事業者，一般競争入札参加資格者，指名競争入札参加資格者等

４　京都市暴力団排除条例第６条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

上記に該当しない方は，必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

４　募集条件等

⑴　使用許可の期間

設置事業者に対する使用許可の期間は，平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの１年間とします。

平成３１年４月１日以降，それまでの使用状況や必要性を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合，当初の使用条件を変更しないことを前提として（ただし，本市の都合により使用条件を変更する場合を除く。），最長２年（平成３３年３月３１日まで）を限度に引き続き１年ごとに使用許可を更新することとします。

⑵　使用料

ア　応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に，応募価格（提案使用料）として，平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの使用料を百円単位で記入してください。

イ　使用料の納入

本市が発行する納入通知書により，本市が指定する期日までに設置期間分の使用料を全額納入してください。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は，使用許可を取り消します。なお，この場合において，自動販売機の撤去に要する費用，その他一切の経費は，設置事業者の負担となります。

⑶　必要経費

ア　自動販売機の設置，撤去及び原状回復

自動販売機の設置，撤去及び原状回復は，設置事業者自らの責任で行い，これらに要する工事費等の一切の費用は，設置事業者の負担とします。

イ　電気料金

(ｱ) 自動販売機の運転に必要な電気料金は，自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき設置事業者の実費負担とします。

(ｲ) 電気料金は本市が発行する納入通知書により，四半期ごとに本市が指定する期日内に納入してください。

⑷　遵守事項等

ア　募集条件等を遵守し，使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付してください。

イ　本件の自動販売機設置の権利については，第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ　その他定めのない事項については，協議のうえ決定します。

５　応募申込手続等

⑴　申込方法

ア　郵送による場合

(ｱ) 申込受付期間

平成３０年２月１６日（金）から平成３０年２月２３日（金）まで（必着）

(ｲ) 送付先

〒６０４－０９２４

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町３８４番地　ヤサカ河原町ビル８階

京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課（担当　佐野，奥村）　あて

(ｳ) 送付方法

書留郵便で送付してください。

なお，郵便不着の場合は，応募がなかったものとみなしますので御注意ください。

イ　持参による場合

(ｱ) 申込受付期間

平成３０年２月１６日（金）から平成３０年２月２３日（金）まで 【午前９時から１２時及び午後１時から５時】　※土曜日，日曜日及び祝日を除く

(ｲ) 提出先

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町３８４番地　ヤサカ河原町ビル８階
京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課（担当　佐野，奥村）まで

⑵　必要書類（各１部ずつ）

ア　応募申込書（様式１）

イ　販売予定品目（任意様式）

ウ　設置予定機器等の仕様が分かる資料（任意様式）

エ　自己を証明する書類（京都市競争入札参加資格者名簿に登録されていない方）

⑶　その他

ア　上記以外による受付（電話，電子メール，ファックス等）は一切行いません。

イ　提出された書類の返却は行いません。

ウ　様式は，まち美化推進課のホームページからダウンロードできます。

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000232298.html

６　質問及び回答

本件に関する質問があれば，質問書（様式２）にその内容を記入のうえ，持参してください。

⑴　質問書受付期間（持参のみ）

平成３０年２月１６日（金）から平成３０年２月２０日（火）まで 【午前９時から１２時まで，午後１時から５時まで】※土曜日，日曜日及び祝日を除く

⑵　質問書提出先

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町３８４番地　ヤサカ河原町ビル８階
京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課（担当　佐野，奥村）まで

⑶　質問に対する回答

質問収受日の翌日から起算して３営業日以内にまち美化推進課ホームページに掲載して回答します。

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000232298.html

⑷　その他

ア　公平で厳正な選定を確保するため，質問書による質問以外（電話，電子メール，ファックス等）には，一切応じられません。

イ　自動販売機を設置するまち美化事務所等への電話等での問い合わせや下見は一切応じられません。

ウ　応募状況，審査等に関する問い合わせには，一切応じられません。

エ　本事業の実施に関係がないと判断した質問に対しては，お答えしません。

オ　様式は，まち美化推進課のホームページからダウンロードできます。

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000232298.html

７　設置事業者の決定

⑴　決定方法

ア　提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで，「３　応募資格要件」を満たす者のうち，応募価格（提案使用料）が，「２　設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で，最高金額である応募者を設置事業者に決定します。

イ　「２　設置条件等」の第１グループの最高金額であった応募者と第２グループの最高金額である応募者が同一の応募者であった場合は第１グループの設置事業者として決定し，第２

グループは次に最高額で応募した方を設置事業者として決定します。また，第３グループの最高金額であった応募者と第４グループの最高金額である応募者が同一の応募者であった場合は第３グループの設置事業者として決定し，第４グループは次に最高額で応募した方を設置事業者として決定します。

ウ　上記の最高金額である応募者が２者以上あった場合は，当該応募者の立会いのもと，くじにより決定します。

⑵　決定予定日

平成３０年３月２日（金）頃に決定する予定です。

⑶　決定後の通知及び公表

上記のとおり決定した後，各応募者へ決定された設置事業者名及び決定金額を通知します。

また，まち美化推進課ホームページにおいて，決定された設置事業者が，法人か個人かの区分と決定金額を掲載します。

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000232298.html

⑷　応募の無効

次のいずれかに該当する場合は，応募を無効とします。

ア　指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの

イ　応募者の記名押印がないもの

ウ　同一の応募者が複数応募したときは，その全部のもの

エ　他の応募者の応募を掛け持ちしたときは，その全部のもの

オ　応募価格（提案使用料）及び応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの又は漏れているもの

カ　訂正，削除及び挿入等があるもの

キ　設置事業者の決定に関し，不正な行為を行ったもの

ク　その他，当該仕様書及び要項の応募に関する条件に違反したもの

８　設置事業者に決定後の手続

⑴　書類提出

ア　清涼飲料水自動販売機の設置業務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について３年以上の実績を有していることを証明する書類

イ　京都市税，水道料金及び下水道使用料を滞納していないことを証明する書類

ウ　京都市まちの美化推進事業団の会員でない場合は，京都市まちの美化推進事業団入会申込書の受領書

エ　図面等，設置する自動販売機の仕様が分かる資料等の一式

⑵　行政財産使用許可申請

本市指定の様式により，行政財産使用許可申請書等を提出し，行政財産使用許可の手続を行ってください。

９　設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は，設置事業者の決定を取り消します。

⑴　正当な理由なくして，指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかった場合

⑵　設置事業者の決定後，「３　応募資格要件」を満たさなくなった場合

⑶　その他，本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

１０　その他

⑴　４－(3)に記載する必要経費のほか，応募，質問及び行政財産使用許可の手続に要する一切の費用は，設置事業者の負担とします。

⑵　設置事業者には，自動販売機の設置後，本市が指定する様式により，毎月の販売実績及び使用電力量を報告していただきます。なお，報告いただいた販売実績は，次回の公募の際に仕様書に参考資料として記載させていただきます。

⑶　自動販売機ごとの販売実績については，参考資料のとおりです。なお，販売実績は参考であり，売上げを保証するものではありません。

⑷　京都市の都合により，自動販売機の設置場所を変更することがあります。この場合，移動に係る経費及び工事費等の費用は，京都市の負担とします。

⑸　京都市において，使用許可した財産を公用又は公共用に供する必要が生じたときには，自動販売機設置に係る使用許可を取り消す場合があります。

【問合せ先】
京都市環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課（担当：佐野，奥村）
〒604-0924
京都市中京区河原町通二条下る一之船入町３８４番地　ヤサカ河原町ビル８階
電話：（０７５）２１３－４９６０
http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000232298.html

参考資料

○販売実績及び職員数

施設名称	設置番号	販売実績（本）	職員数（人）	公募区分
北部まち美化事務所	北部①	3,556	57	第1グループ
	北部②	8,016		第2グループ
北部環境環境共生センター上京リサイクルステーション	上京①	664	17	第4グループ
東部まち美化事務所	東部①	1,206	61	第3グループ
	東部②	970		第3グループ
	東部③	4,143		第4グループ
山科まち美化事務所	山科①	839	59	第1グループ
	山科②	2,200		第2グループ
	山科③	1,231		第3グループ
	山科④	951		第4グループ
	山科⑤	1,219		第2グループ
南部まち美化事務所	南部①	1,636	68	第1グループ
	南部②	917		第2グループ
	南部③	1,812		第1グループ
	南部④	3,717		第4グループ
	南部⑤	1,276		第3グループ
西部まち美化事務所	西部①	1,593	76	第1グループ
	西部②	5,830		第2グループ
	西部③	2,413		第3グループ
	西部④	4,592		第4グループ
西京まち美化事務所	西京①	2,126	54	第2グループ
	西京②	1,110		第1グループ
	西京③	1,097		第3グループ
	西京④	1,430		第4グループ
	西京⑤	598		第4グループ
伏見まち美化事務所	伏見①	2,287	66	第1グループ
	伏見②	2,107		第2グループ
	伏見③	1,905		第3グループ
	伏見④	3,326		第4グループ
生活環境美化センター南部環境共生センター	生環①	721	56	第1グループ
	生環②	1,670		第2グループ
	生環③	455		第3グループ
生活環境美化センター分室	生環分①	2,160	26	第4グループ

※販売実績：平成２９年４月１日から平成２９年１２月３１日までの缶・びん・ペットボトル等すべての販売本数合計

※職員数　：平成３０年１月１日現在

別紙１　（設置する自動販売機一覧）

施設名称	設置番号	寸法上限 （mm）	公募区分
北部まち美化事務所	北部①	W1050×D850×H1,900	第1グループ
	北部②	W1200×D850×H1,900	第2グループ
北部環境環境共生センター 上京リサイクルステーション	上京①	W1200×D850×H1,900	第4グループ
東部まち美化事務所	東部①	W1050×D850×H1,900	第3グループ
	東部②	W1050×D850×H1,900	第3グループ
	東部③	W1200×D850×H1,900	第4グループ
山科まち美化事務所	山科①	W1050×D590×H1,900	第1グループ
	山科②	W1500×D850×H1,900	第2グループ
	山科③	W1500×D850×H1,900	第3グループ
	山科④	W1200×D590×H1,900	第4グループ
	山科⑤	W1500×D850×H1,900	第2グループ
南部まち美化事務所	南部①	W1050×D850×H1,900	第1グループ
	南部②	W700×D850×H1,900	第2グループ
	南部③	W1050×D850×H1,900	第1グループ
	南部④	W1200×D850×H1,900	第4グループ
	南部⑤	W1200×D850×H1,900	第3グループ
西部まち美化事務所	西部①	W1200×D850×H1,900	第1グループ
	西部②	W1200×D850×H1,900	第2グループ
	西部③	W1200×D850×H1,900	第3グループ
	西部④	W1500×D850×H1,900	第4グループ
西京まち美化事務所	西京①	W1050×D850×H1,900	第2グループ
	西京②	W1050×D850×H1,900	第1グループ
	西京③	W1200×D850×H1,900	第3グループ
	西京④	W1050×D850×H1,900	第4グループ
	西京⑤	W1050×D850×H1,900	第4グループ
伏見まち美化事務所	伏見①	W1200×D850×H1,900	第1グループ
	伏見②	W1200×D850×H1,900	第2グループ
	伏見③	W1500×D850×H1,900	第3グループ
	伏見④	W810×D850×H1,900	第4グループ
生活環境美化センター 南部環境共生センター	生環①	W1050×D850×H1,900	第1グループ
	生環②	W1050×D850×H1,900	第2グループ
	生環③	W1200×D850×H1,900	第3グループ
生活環境美化センター分室	生環分①	W1500×D850×H1900	第4グループ

・寸法上限には，設置に必要な足場等を含みます。
・寸法上限には，空容器の回収箱設置場所及び使用電力計測用の子メーター設置寸法を含みません。
・使用電力計測用の子メーターを自動販売機の上部に設置する場合は，天井の点検口等の構造物の位置に十分配慮し，支障が生じない箇所に設置してください。

別紙２（箇所図）

① 北部まち美化事務所（北区上賀茂前田町 17-3）

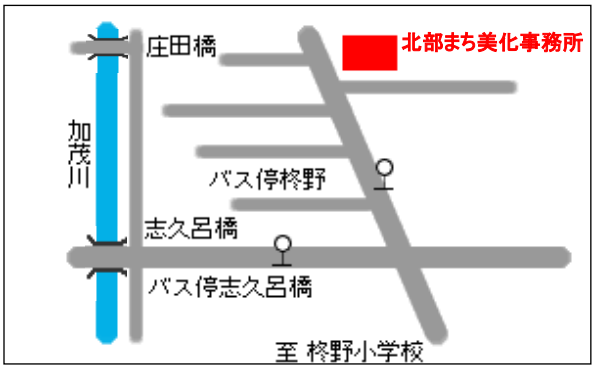

○事務所棟1階

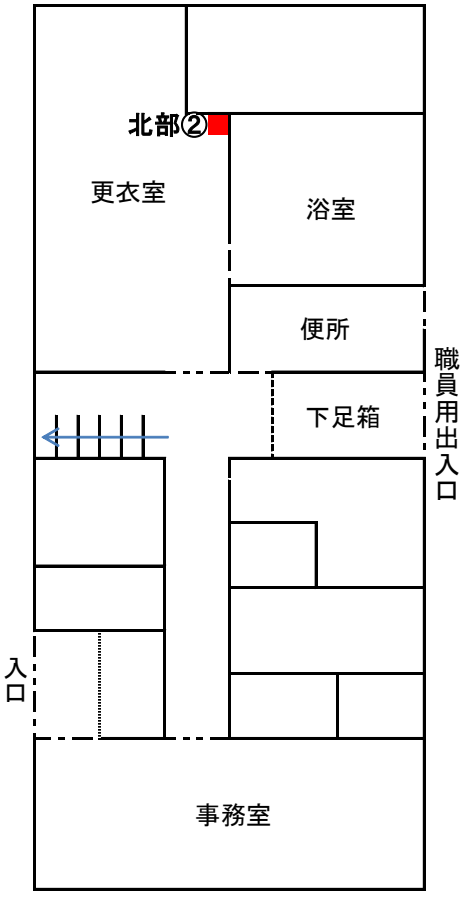

○事務所棟2階

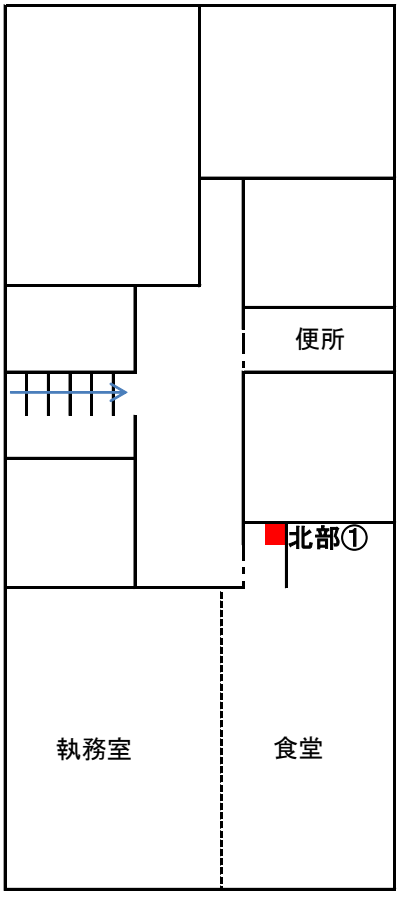

（再掲）

施設名称	設置番号	寸法上限（単位mm）	公募区分
北部まち美化事務所	北部①	W1050×D850×H1,900	グループ1
	北部②	W1200×D850×H1,900	グループ2

② 北部環境共生センター・上京リサイクルステーション
（上京区中立売通油小路東入甲斐守町 100）

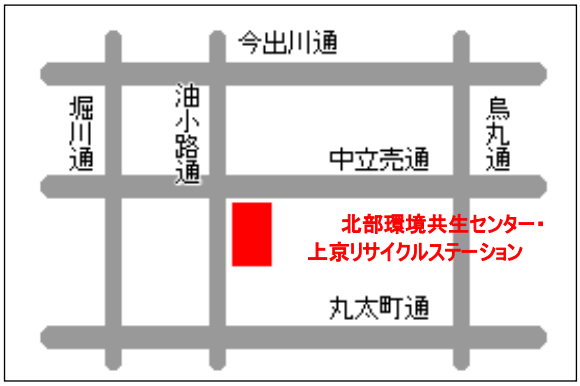

○事務所棟1階

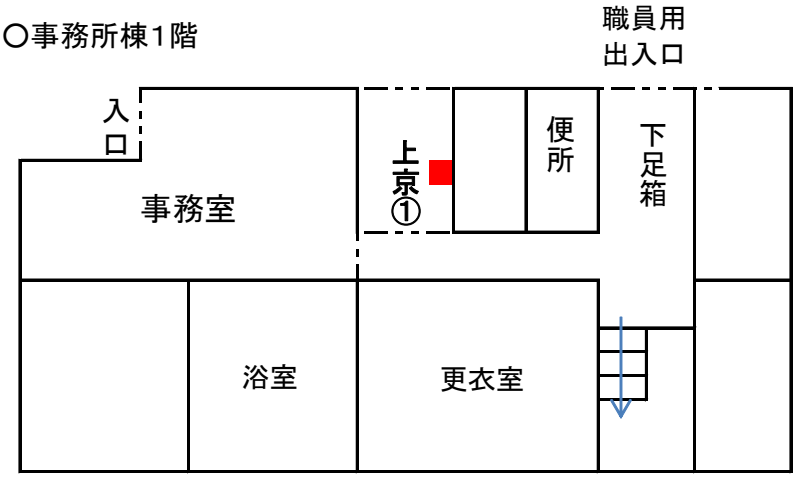

（再掲）

施設名称	設置番号	寸法上限（単位mm）	公募区分
北部環境環境共生センター 上京リサイクルステーション	上京①	W1200×D850×H1,900	グループ4

※２階には自動販売機を設置しないため，平面図を省略しています。

③　東部まち美化事務所（左京区高野西開町 34-3）

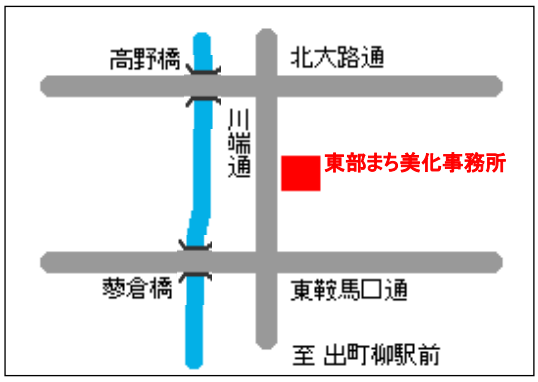

〇事務所棟1階

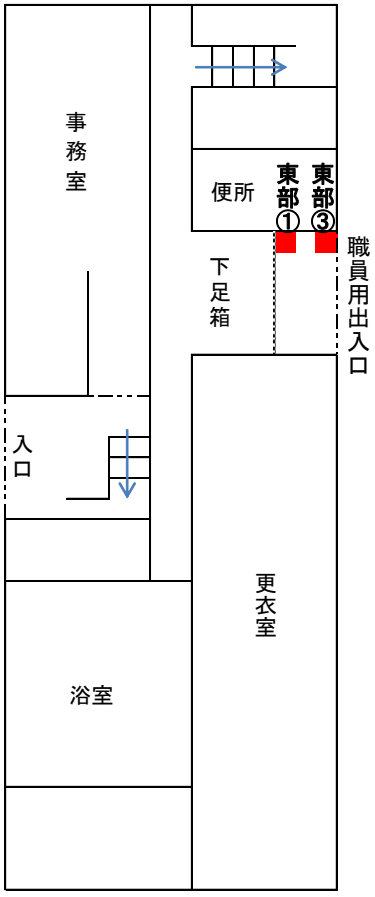

〇事務所棟2階

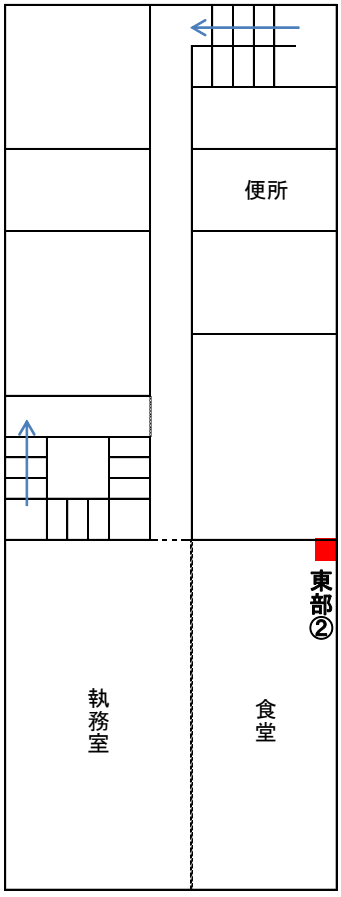

（再掲）

施設名称	設置番号	寸法上限（単位mm）	公募区分
東部まち美化事務所	東部①	W1050×D850×H1,900	グループ3
	東部②	W1050×D850×H1,900	グループ3
	東部③	W1200×D850×H1,900	グループ4

④　山科まち美化事務所（山科区小野弓田町 3）

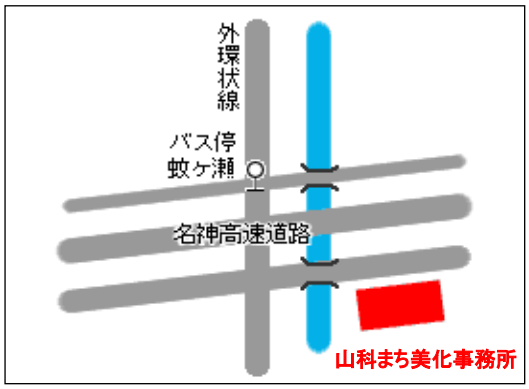

○事務所棟1階

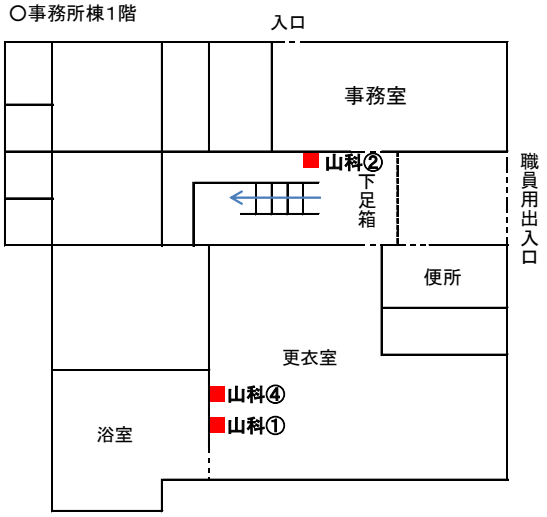

○事務所棟2階

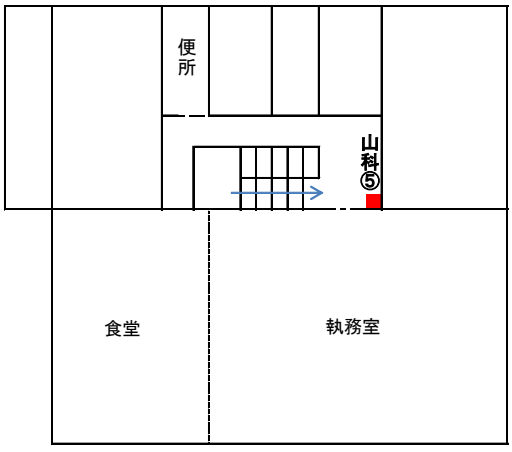

○大型車庫棟

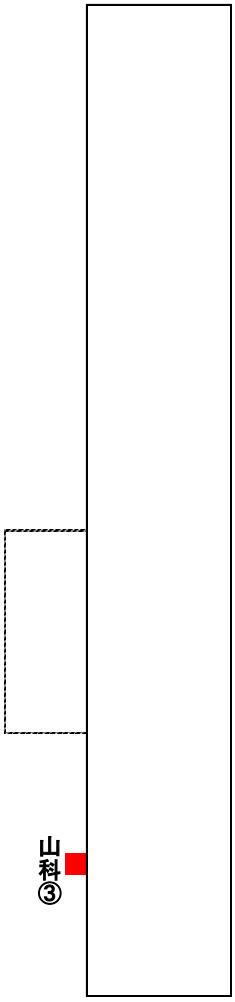

（再掲）

施設名称	設置番号	寸法上限（単位mm）	公募区分
山科まち美化事務所	山科①	W1050×D590×H1,900	グループ1
	山科②	W1500×D850×H1,900	グループ2
	山科③	W1500×D850×H1,900	グループ3
	山科④	W1200×D590×H1,900	グループ4
	山科⑤	W1500×D850×H1,900	グループ2

⑤　南部まち美化事務所（南区西九条森本町 50）

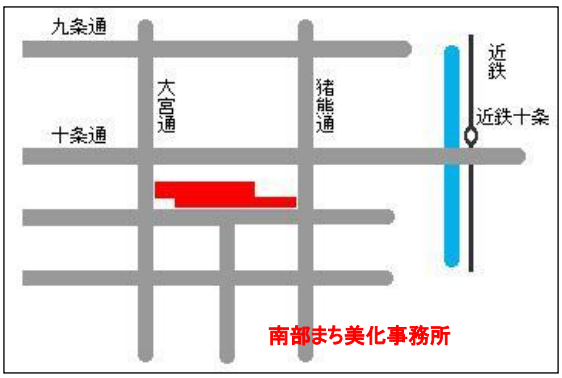

〇事務所棟1階

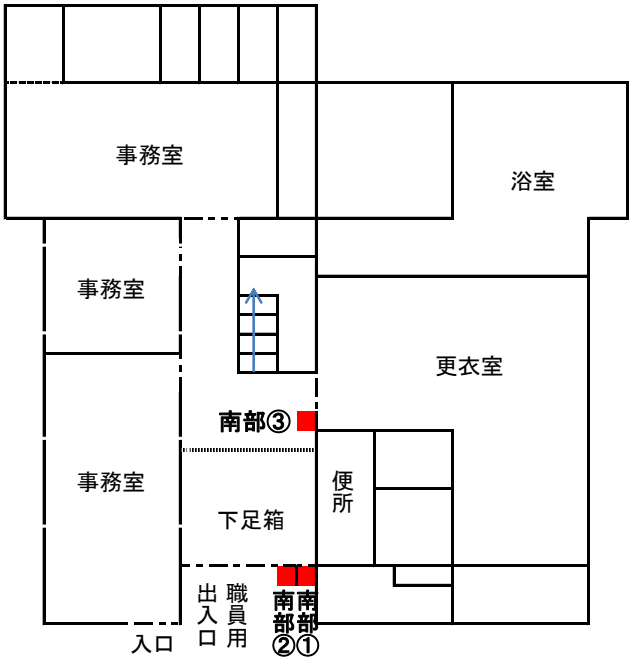

〇事務所棟2階

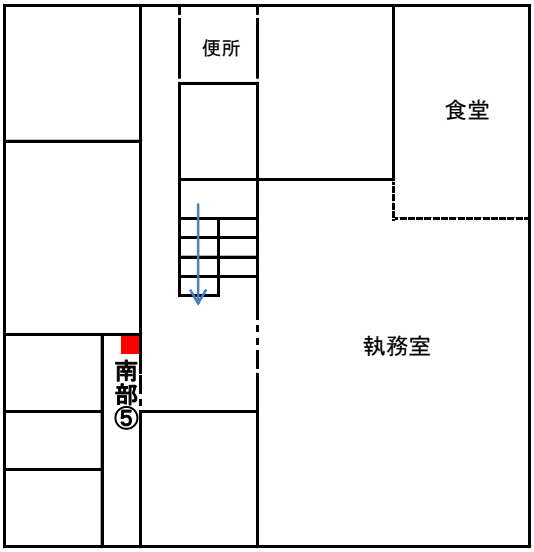

〇大型車庫棟

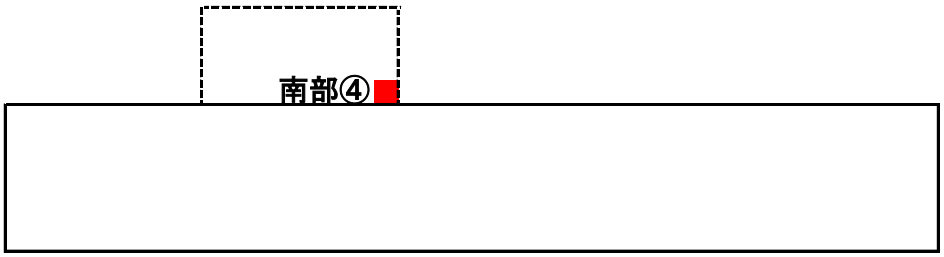

（再掲）

施設名称	設置番号	寸法上限（単位mm）	公募区分
南部まち美化事務所	南部①	W1050×D850×H1,900	グループ1
	南部②	W700×D850×H1,900	グループ2
	南部③	W1050×D850×H1,900	グループ1
	南部④	W1200×D850×H1,900	グループ4
	南部⑤	W1200×D850×H1,900	グループ3

⑥　西部まち美化事務所（右京区西院西貝川町 57-1）

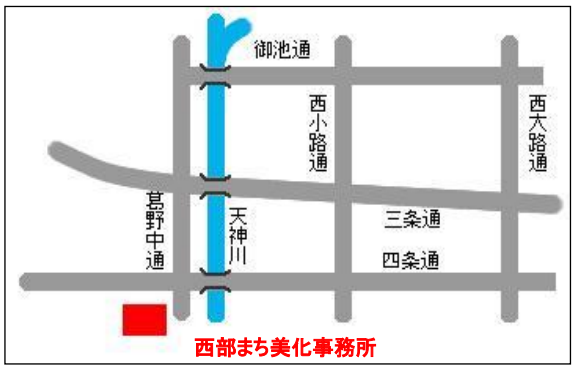

〇事務所棟2階

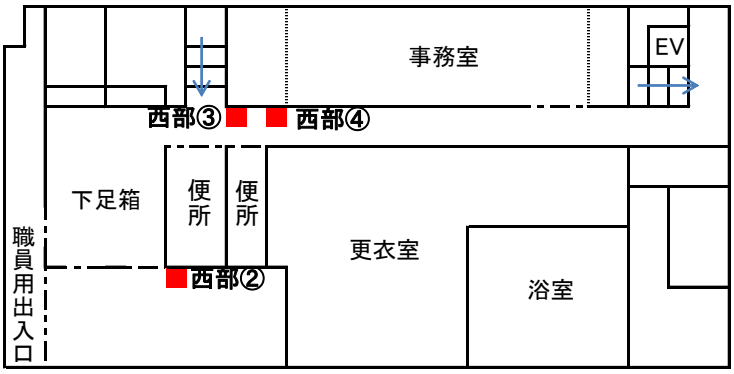

〇事務所棟3階

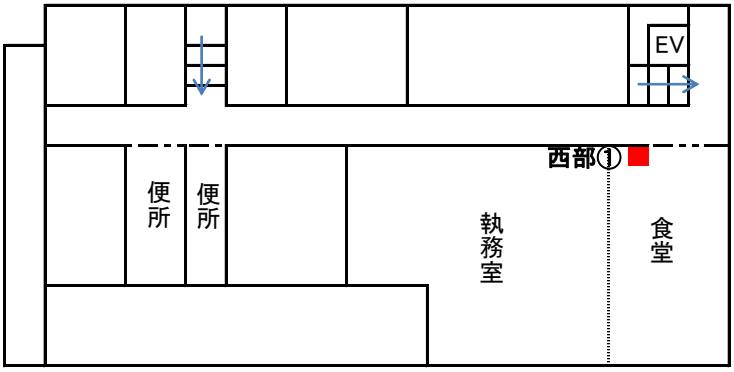

（再掲）

施設名称	設置番号	寸法上限（単位mm）	公募区分
西部まち美化事務所	西部①	W1200×D850×H1,900	グループ1
	西部②	W1200×D850×H1,900	グループ2
	西部③	W1200×D850×H1,900	グループ3
	西部④	W1500×D850×H1,900	グループ4

※1 階には自動販売機を設置しないため，平面図を省略しています。

⑦　西京まち美化事務所（西京区樫原秤谷町 37）

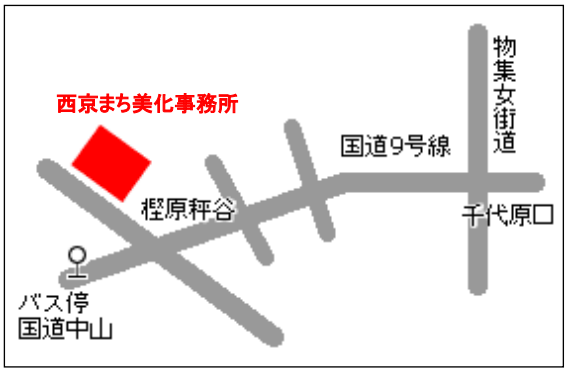

〇事務所棟1階

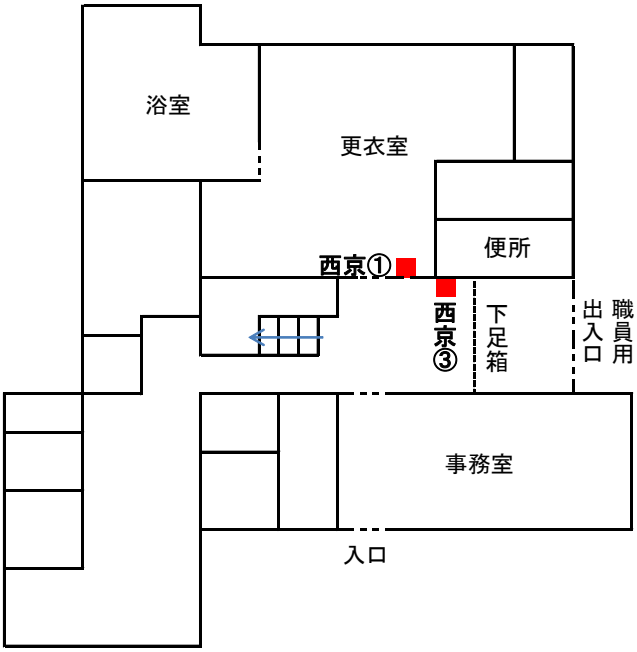

〇大型車庫棟

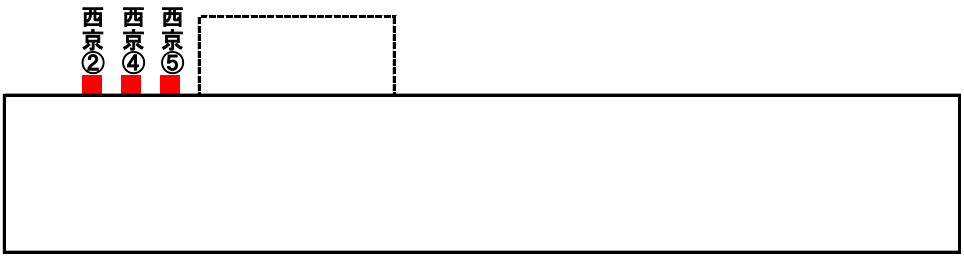

（再掲）

施設名称	設置番号	寸法上限（単位mm）	公募区分
西京まち美化事務所	西京①	W1050×D850×H1,900	グループ2
	西京②	W1050×D850×H1,900	グループ1
	西京③	W1200×D850×H1,900	グループ3
	西京④	W1050×D850×H1,900	グループ4
	西京⑤	W1050×D850×H1,900	グループ4

※2 階には自動販売機を設置しないため，平面図を省略しています。

⑧　伏見まち美化事務所（伏見区横大路千両松町 447）

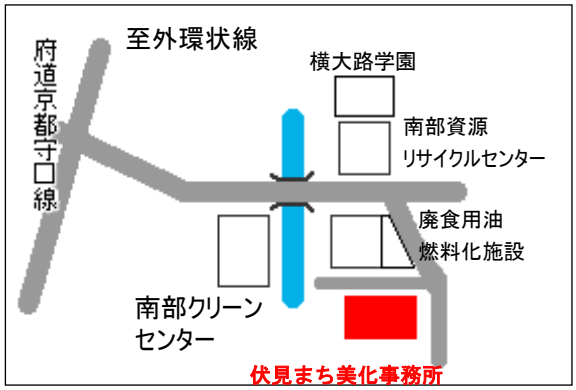

○事務所棟1階

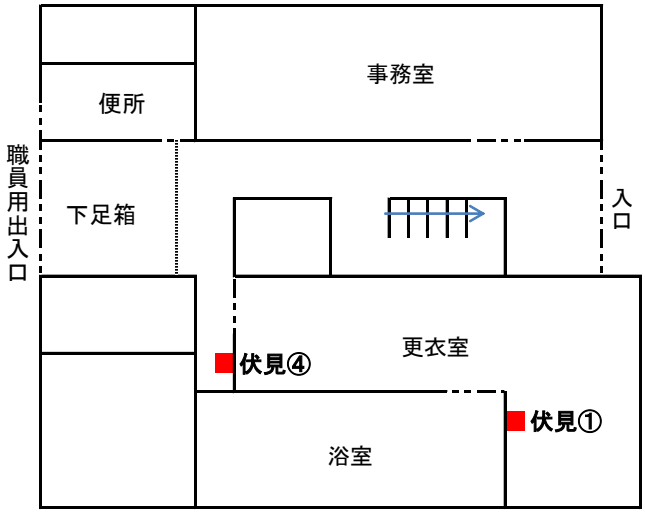

○事務所棟2階

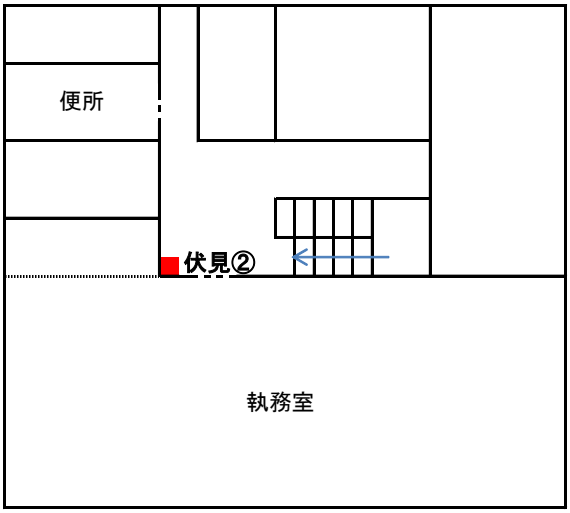

○大型車庫棟

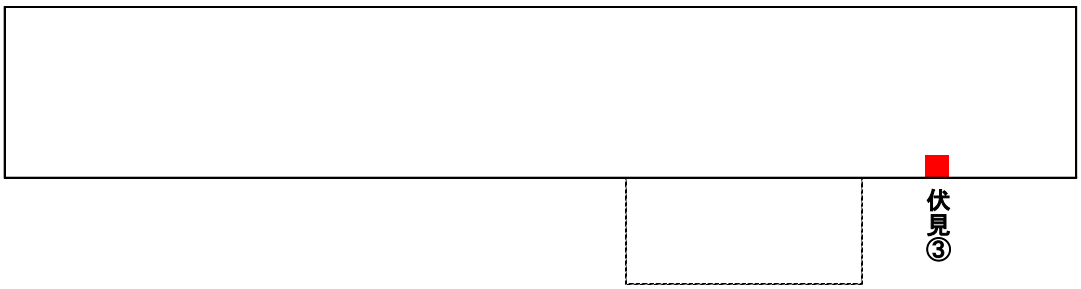

（再掲）

施設名称	設置番号	寸法上限（単位mm）	公募区分
伏見まち美化事務所	伏見①	W1200×D850×H1,900	グループ1
	伏見②	W1200×D850×H1,900	グループ2
	伏見③	W1500×D850×H1,900	グループ3
	伏見④	W810×D850×H1,900	グループ4

⑨　生活環境美化センター・南部環境共生センター（南区西九条森本町 62-1）

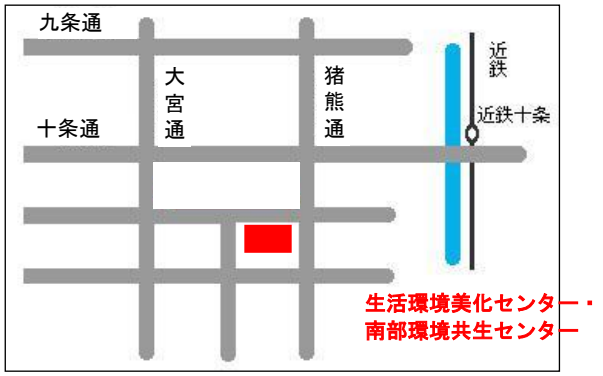

○事務所棟１階

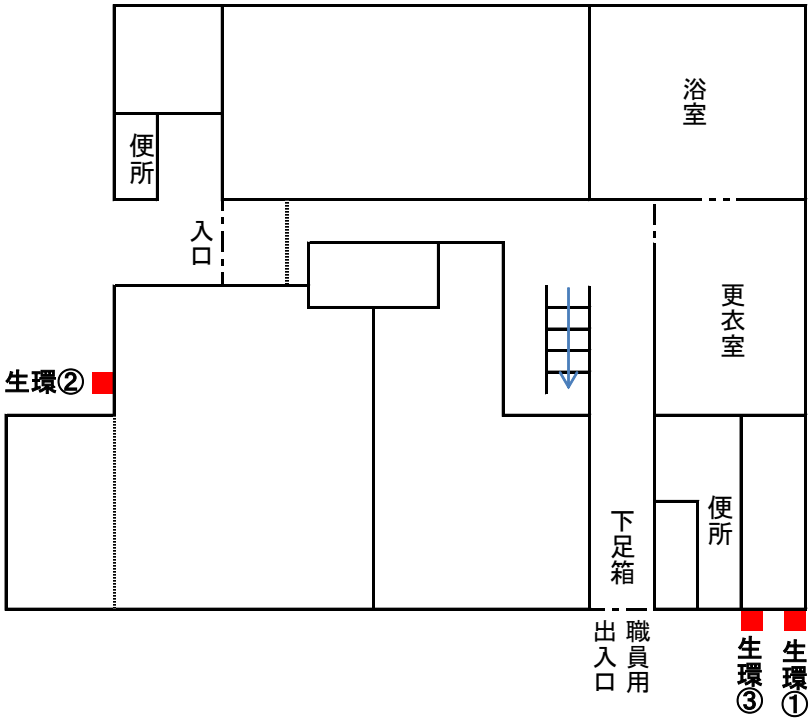

（再掲）

施設名称	設置番号	寸法上限（単位mm）	公募区分
生活環境美化センター 南部環境共生センター	生環①	W1050×D850×H1,900	グループ1
	生環②	W1050×D850×H1,900	グループ2
	生環③	W1200×D850×H1,900	グループ3

※２階には自動販売機を設置しないため，平面図を省略しています。

⑩　生活環境美化センター分室（南区西九条森本町 37）

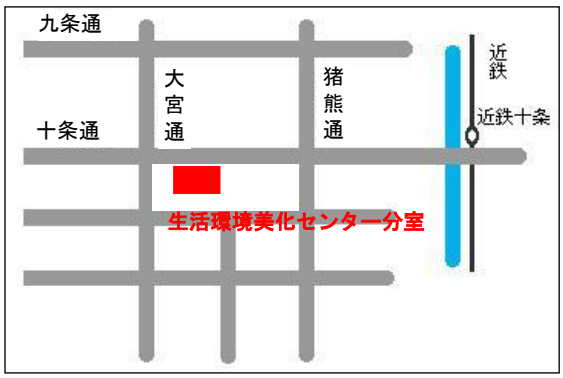

（位置図参考）

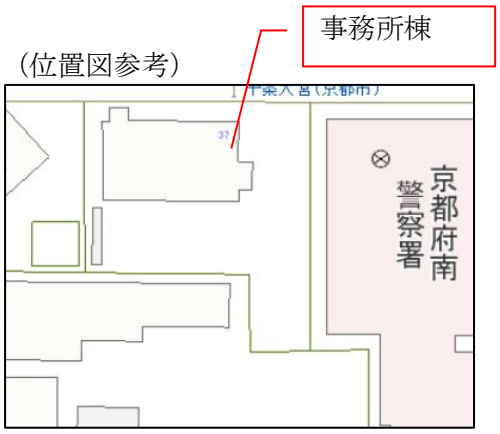

○事務所棟1階

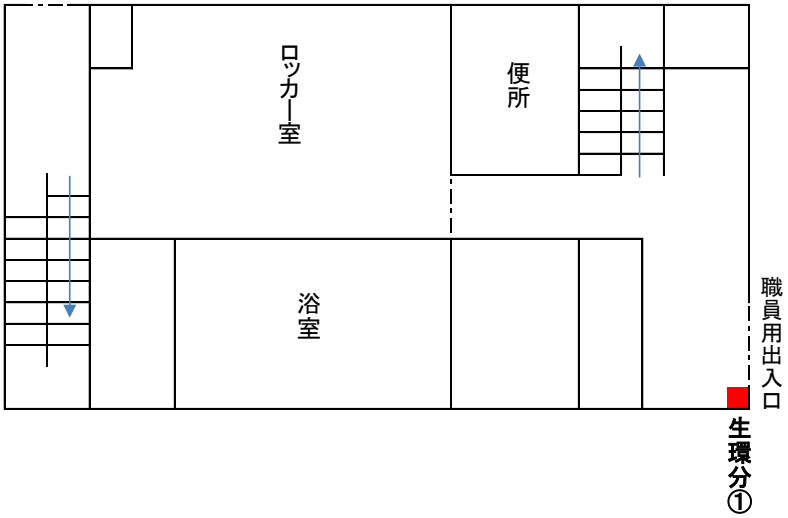

（再掲）

施設名称	設置番号	寸法上限（mm）	公募区分
生活環境美化センター分室	生環分①	W1500×D850×H1900	グループ4

※２階には自動販売機を設置しないため，平面図を省略しています。